

熊本県公報

号外 第 67 号の 4
平成 16 年 12 月 24 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	(労働雇用課) 2
訓 令	
○労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令	(労働雇用課) 2
登 載 依 頼	
○労働組合法の改正に伴う関係規程の整理に関する規程	(熊本県地方労働委員会) 3
○労働組合法の改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令	(") 3

本号で公布された規則のあらまし

◇労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

- 1 労働組合法の一部改正に伴い、関係規則の必要な規定の整理を行うこととした。
 - (1) 熊本県予算規則中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改めることとした。
 - (2) 熊本県公有財産取扱規則中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改めることとした。
 - (3) 熊本県物品取扱規則中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改めることとした。
 - (4) 熊本県庁用自動車管理規則中「熊本県地方労働委員会」を「熊本県労働委員会」に改めることとした。
 - (5) 熊本県会計規則中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改めることとした。
 - (6) 熊本県個別労働紛争のあっせんに関する規則中「熊本県地方労働委員会」を「熊本県労働委員会」に改めることとした。
- 2 この規則は、平成17年1月1日から施行することとした。

本号で公布された訓令のあらまし

◇労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令

- 1 労働組合法の一部改正に伴い、関係訓令の必要な規定の整理を行うこととした。
 - (1) 熊本県官報報告規程中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改めることとした。
 - (2) 熊本県庁処務規程中「地方労働委員会」を「労働委員会」に、「地方労働委員」を「労働委員会の委員」に改めることとした。
 - (3) 熊本県地方労働委員会事務局処務規程中「熊本県地方労働委員会」を「熊本県労働委員会」に改めることとした。
 - (4) 熊本県職員安全衛生管理規程中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改め、「熊本県地方労働委員会事務局」を「熊本県労働委員会事務局」に改めることとした。
- 2 この訓令は、平成17年1月1日から施行することとした。
- 3 経過措置
 - (1) この訓令の施行の際現に熊本県地方労働委員会事務局審査調整課に勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもって、熊本県労働委員会事務局審査調整課に勤務を命ぜられたものとする事とした。
 - (2) この訓令の施行の際現に熊本県地方労働委員会事務局長を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもって、熊本県労働委員会事務局長を命ぜられたものとする事とした。

規 則

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成 16 年 12 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 64 号

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
(熊本県予算規則の一部改正)

第 1 条 熊本県予算規則(昭和 38 年熊本県規則第 73 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

第 6 条第 1 項中「各部長」を「各部(局)長」に、「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

(熊本県公有財産取扱規則の一部改正)

第 2 条 熊本県公有財産取扱規則(昭和 39 年熊本県規則第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号及び第 8 条第 3 項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

(熊本県物品取扱規則の一部改正)

第 3 条 熊本県物品取扱規則(昭和 39 年熊本県規則第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

(熊本県庁用自動車管理規則の一部改正)

第 4 条 熊本県庁用自動車管理規則(昭和 46 年熊本県規則第 56 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「熊本県地方労働委員会」を「熊本県労働委員会」に改める。

(熊本県会計規則の一部改正)

第 5 条 熊本県会計規則(昭和 60 年熊本県規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号及び第 3 号、第 4 条並びに別表第 4 中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

(熊本県個別労働紛争のあっせんに関する規則の一部改正)

第 6 条 熊本県個別労働紛争のあっせんに関する規則(平成 15 年熊本県規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条中「熊本県地方労働委員会」を「熊本県労働委員会」に改める。

附 則

この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第 39 号

本庁各部(局)課(総室・室)
各 地 方 出 先 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成 16 年 12 月 24 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(熊本県官報報告規程の一部改正)

第 1 条 熊本県官報報告規程(昭和 31 年熊本県訓令第 2190 号)の一部を次のように改正する。

別表 4 の項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

(熊本県庁処務規程の一部改正)

第 2 条 熊本県庁処務規程(昭和 36 年熊本県訓令甲第 29 号)の一部を次のように改正する。

別表第 3 商工観光労働部労働雇用課の項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に、「地方労働委員」を「労働委員会の委員」に改める。

(熊本県地方労働委員会事務局処務規程の一部改正)

第 3 条 熊本県地方労働委員会事務局処務規程(昭和 48 年熊本県訓令第 72 号 熊本県地方労働委員会訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

題名並びに第 1 条及び第 4 条第 1 項中「熊本県地方労働委員会」を「熊本県労働委員会」に改める。

(熊本県職員安全衛生管理規程の一部改正)

第 4 条 熊本県職員安全衛生管理規程(平成 2 年熊本県訓令第 2 号)の一部を次のように

改正する。

第2条第1号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改め、同条第2号中「熊本県地方労働委員会事務局」を「熊本県労働委員会事務局」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成17年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令の施行の際現に熊本県地方労働委員会事務局審査調整課に勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもって、熊本県労働委員会事務局審査調整課に勤務を命ぜられたものとする。
- 3 この訓令の施行の際現に熊本県地方労働委員会事務局長を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもって、熊本県労働委員会事務局長を命ぜられたものとする。

登載依頼

熊本県地方労働委員会告示第2号

地方労働委員会事務局

労働組合法（昭和24年6月1日法律第174号）の改正に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

平成16年12月22日

熊本県地方労働委員会会長 竹 中 潮

労働組合法（昭和24年6月1日法律第174号）の改正に伴う関係規程の整理に関する規程

(熊本県地方労働委員会公印規程の一部改正)

第1条 熊本県地方労働委員会公印規程（昭和40年4月1日熊本県地方労働委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

題名並びに第1条及び第2条中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

別表第1及び別表第2中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

(熊本県地方労働委員会事務局文書規程の一部改正)

第2条 熊本県地方労働委員会事務局文書規程（昭和40年4月1日熊本県地方労働委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

題名並びに第1条中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

(熊本県地方労働委員会が管理する行政文書の開示等に関する規程の一部改正)

第3条 熊本県地方労働委員会が管理する行政文書の開示等に関する規程（平成13年3月30日熊本県地方労働委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

題名並びに第1条及び第8条第2項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

別表第1号様式から別表第13号様式中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

(熊本県地方労働委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部改正)

第4条 熊本県地方労働委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程（平成13年3月30日熊本県地方労働委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

題名並びに第2条、第4条、第6条、第8条第1項及び第3項、第9条及び第17条第2項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

別表第1号様式から別記第21号様式中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

(熊本県地方労働委員会告示の形式を左横書きに改正する規程の一部改正)

第5条 熊本県地方労働委員会告示の形式を左横書きに改正する規程（平成14年3月29日熊本県地方労働委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

附 則

この訓令は平成17年1月1日から施行する。

熊本県地方労働委員会訓令第3号

地方労働委員会事務局

労働組合法（昭和24年6月1日法律第174号）の改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成16年12月22日

熊本県地方労働委員会会長 竹 中 潮

労働組合法（昭和24年6月1日法律第174号）の改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(熊本県地方労働委員会事務局処務規程の一部改正)

第1条 熊本県地方労働委員会事務局処務規程（昭和48年11月17日熊本県地方労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

題名並びに第1条及び第4条第1項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

(熊本県地方労働委員会事務局処務規程の形式を左横書きに改正する訓令の一部改正)

第 2 条 熊本県地方労働委員会事務局処務規程の形式を左横書きに改正する訓令（平成 14 年 3 月 29 日熊本県地方労働委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。
題名並びに第 1 条中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

附 則

この訓令は平成 17 年 1 月 1 日から施行する。